

## 【令和3年報酬改定以前】

＜参考＞ ADL維持等加算（通所介護）とは

### 【概要】

一定の評価期間内において、事業所の利用者について、バーセルインデックス（※）という評価法により利用中のADL評価を行い、ADLの維持・改善の度合いが一定の水準以上となった場合に評価し、当該評価期間の次年度におけるサービス提供について算定される加算です。

※ADL10項目について、完全に自立している場合を100点として自立度合いを点数化した評価指標（別紙参照）。

### 【算定基準適合事業所の要件】

#### ADL維持等加算Ⅰ（3単位／月）

- （1）6月以上利用かつ「5時間以上利用＞5時間未満利用」が20人以上
- （2）評価対象利用開始月の利用者の要介護3，4，5の割合が15%以上
- （3）評価対象利用開始月要介護・要支援の新規認定者が15%以下
- （4）評価対象利用開始月とその6月目にバーセルインデックスによる測定を行い、その測定値を厚労省に提出している者の割合が、利用者総数の90%以上であること。
- （5）ADL利得が上位85%の利用者について、各々のADL利得を合計したものが0以上。

※ADL利得：評価対象利用開始月の測定値－6月目の測定値

#### ADL維持等加算Ⅱ（6単位／月）

- （1）ADL維持等加算Ⅰの要件を全て満たしていること。
- （2）算定日の属する月にADL値を測定し厚生労働省に提出していること。

### 【評価期間】

当該加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間のうち6か月以上（7月までに申出を行う必要あり）。

## 【令和3年報酬改定後】

＜参考＞ A D L 維持等加算（通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）とは

### 【概要】

一定の評価期間内において、事業所の利用者について、バーセルインデックス（※）という評価法により利用中の A D L 評価を行い、A D L の維持・改善の度合いが一定の水準以上となった場合に評価し、当該評価期間の次年度におけるサービス提供について算定される加算です。

※ A D L 10 項目について、完全に自立している場合を 100 点として自立度合いを点数化した評価指標（別紙参照）。

### 【算定基準適合事業所の要件】

#### A D L 維持等加算Ⅰ（30 単位／月）

- （1）利用者等（評価期間中 6 月以上利用）の総数が 10 人以上
- （2）利用者等全員について、評価対象利用開始月とその 6 月目にバーセルインデックスによる測定を行い、その測定値を厚労省に提出していること
- （3）上位・下位一割を除き、調整済 A D L 利得の平均が 1 以上であること  
※調整済 A D L 利得：評価対象利用開始月の測定値－6 月目の測定値＋評価開始対象利用始月の測定値や要介護度認定の状況等に応じた値

#### A D L 維持等加算Ⅱ（60 単位／月）

- （3）A D L 維持等加算Ⅰの要件（1）、（2）を満たしていること。
- （4）評価対象利用者等の調整済 A D L 利得を平均して得た値が 2 以上であること。

#### A D L 維持等加算Ⅲ（3 単位／月）

令和 3 年報酬改定による改正前の A D L 維持等加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後の A D L 維持等加算（Ⅰ）、（Ⅱ）に係る届出を行っていないものが対象。改正前の（Ⅰ）の要件により、令和 5 年 3 月 31 日まで算定可能。

### 【評価期間】

当該加算を算定する年度の前年の 1 月から 12 月までの期間のうち 6 か月以上（7 月までに申出を行う必要あり）。

## ADL 維持等加算に係る評価書

バーセルインデックス (Barthel Index 機能的評価)

		点数	質問内容	得点
1	食事	10	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	
		5	部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	
		0	全介助	
2	車椅子から ベッドへの 移動	15	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	
		10	軽度の部分介助または監視を要する	
		5	座ることは可能であるがほぼ全介助	
		0	全介助または不可能	
3	整容	5	自立(洗面、整髪、歯 磨き、ひげ剃り)	
		0	部分介助または不可能	
4	トイレ 動作	10	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む)	
		5	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	
		0	全介助または不可能	
5	入浴	5	自立	
		0	部分介助または不可能	
6	歩行	15	45M 以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	
		10	45M 以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	
		5	歩行不能の場合、車椅子にて 45M 以上の操作可能	
		0	上記以外	
7	階段 昇降	10	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	
		5	介助または監視を要する	
		0	不能	
8	着替え	10	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	
		5	部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	
		0	上記以外	
9	排便 コントロール	10	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	
		5	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	
		0	上記以外	
10	排尿 コントロール	10	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	
		5	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	
		0	上記以外	
合計得点( /100点)				

※1 得点：0～15点

※2 得点が高いほど、機能的評価が高い。